



長野県報

5月10日(月)
平成22年
(2010年)
第2163号

目 次

告 示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (健康長寿課介護支援室)	1
保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課)	2
基本測量の実施(2件)(建設政策課)	3
公共測量の実施(建設政策課)	4
公共測量の終了(建設政策課)	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(3件)(道路管理課)	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	5

公 告

一般競争入札(消防課)	5
特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)	6
表彰規則に基づく表彰(人事課)	6
一般競争入札(管財課)	6
長野県信濃学園の指定管理者の候補者の募集(障害者支援課)	7
長野県松本あさひ学園の指定管理者の候補者の募集(こども・家庭課)	8
企画提案公募(プロポーザル)(観光振興課)	9
一般競争入札(スポーツ課)	10

告 示

長野県告示第266号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成22年5月10日

長野県知事 村井 仁

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社春うらら	ヘルパーステーション春うらら	岡谷市湊2丁目11番20号	平成22年5月1日
社会福祉法人平成会	ヘルパーステーションせせらぎ	塩尻市宗賀1298番地92	平成22年5月1日
特定非営利活動法人まごころ	在宅介護サービスまごころ千曲営業所	千曲市屋代1454番地3	平成22年5月1日

(2) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定非営利活動法人のんびり	宅幼老所のんびり	佐久市上平尾1045番地	平成22年5月1日
株式会社夢工房	宅老所夢工房	茅野市金沢2512番地22	平成22年5月1日
社会福祉法人大桑村社会福祉協議会	宅幼老所しゃくなげ	木曽郡大桑村大字須原1183番地の2	平成22年5月1日
大心創業株式会社	茶話本舗デイサービスばっかばっか豊科高家5号館	安曇野市豊科高家3760番地59	平成22年5月1日

(3) 福祉用具貸与	事業者の名称 有限会社ウェルネスライフ	事業所の名称 ウェルネスライフ川中島	事業所の所在地 長野市川中島町上氷鉋1119番地10	指定した年月日 平成22年5月1日
(4) 特定福祉用具販売	事業者の名称 有限会社ウェルネスライフ	事業所の名称 ウェルネスライフ川中島	事業所の所在地 長野市川中島町上氷鉋1119番地10	指定した年月日 平成22年5月1日
2 指定居宅介護支援事業者	事業者の名称 合同会社ニコニコねっとわーく 上伊那農業協同組合 社会福祉法人平成会 有限会社ナカノ	事業所の名称 ピティルーム笑夢 JA上伊那介護サービスステーション伊南 居宅介護支援事業所せせらぎ 居宅介護支援事業所福祉支援センター ナカノ	事業所の所在地 上伊那郡南箕輪村1667番地7 駒ヶ根市東町3番12号 塩尻市宗賀1298番地92 塩尻市大字広丘堅石2146番地560	指定した年月日 平成22年5月1日 平成22年5月1日 平成22年5月1日 平成22年5月1日
3 指定介護予防サービス事業者				
(1) 介護予防訪問介護	事業者の名称 株式会社春うらら 社会福祉法人平成会 特定非営利活動法人まごころ	事業所の名称 ヘルパーステーション春うらら ヘルパーステーションせせらぎ 在宅介護サービスまごころ千曲営業所	事業所の所在地 岡谷市湊2丁目11番20号 塩尻市宗賀1298番地92 千曲市屋代1454番地3	指定した年月日 平成22年5月1日 平成22年5月1日 平成22年5月1日
(2) 介護予防通所介護	事業者の名称 特定非営利活動法人のんびり 特定非営利活動法人ほうき星 株式会社夢工房 社会福祉法人大桑村社会福祉協議会	事業所の名称 宅幼老所のんびり デイサービスなづな 宅老所夢工房 宅幼老所しゃくなげ	事業所の所在地 佐久市上平尾1045番地 小諸市大字和田178番地4 茅野市金沢2512番地22 木曽郡大桑村大字須原1183番地の2	指定した年月日 平成22年5月1日 平成22年5月1日 平成22年5月1日 平成22年5月1日
(3) 介護予防福祉用具貸与	事業者の名称 有限会社ウェルネスライフ	事業所の名称 ウェルネスライフ川中島	事業所の所在地 長野市川中島町上氷鉋1119番地10	指定した年月日 平成22年5月1日
(4) 特定介護予防福祉用具販売	事業者の名称 有限会社ウェルネスライフ	事業所の名称 ウェルネスライフ川中島	事業所の所在地 長野市川中島町上氷鉋1119番地10	指定した年月日 平成22年5月1日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第267号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年5月10日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

上田市古安曾字大窪381の1、389、390、391の1、392から394まで、395の1、395の2、397、字森下413、414、字小平418の1、418の2、419の1、419のイ、420、423のイ、423のロ、424、425、426のイ、字大平454の2、455から461まで、464、469、470のイ、470のロ、478、479、字初ノ入735、736、737のイ、737のロ、737のハ、737のニ、737のホ、737のヘ、738から741まで、字吉沢入1400の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字森下413、414、字小平418の1、418の2、419の1、419のイ、420、423のイ

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第268号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年5月10日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿南町字和合1046

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字和合1046（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第269号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年5月10日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿智村浪合1139の590から1139の594まで、1139の600、1139の601、1139の603、1139の604、1139の606、1139の608

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

浪合1139の594

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第270号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年5月10日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡天龍村平岡240のイ、240のロ、241のイ、241のロ、242のイ、242のロ

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第271号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成22年5月10日

長野県知事 村井 仁

1 作業種類

基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）

2 作業期間

平成22年5月10日から平成23年3月31日まで

3 作業地域

長野県全域

建設政策課

長野県告示第272号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成22年5月10日

長野県知事 村井 仁

1 作業種類

基本測量（基盤地図情報整備業務）

2 作業期間

平成22年5月28日から平成23年3月25日まで

3 作業地域

北佐久郡軽井沢町、上伊那郡辰野町

建設政策課

長野県告示第273号

下諏訪町長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成22年5月10日

長野県知事 村井 仁

1 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

2 作業期間

平成22年4月1日から平成23年3月18日まで

3 作業地域

諏訪郡下諏訪町

建設政策課

長野県告示第274号

長野県林業総合センター所長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成22年5月10日

長野県知事 村井 仁

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

平成22年1月4日から平成22年3月26日まで

3 作業地域

塩尻市

建設政策課

長野県佐久建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年5月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所佐久北部事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年5月10日

長野県佐久建設事務所長 戸田 明宏

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 142号

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市伴野字豆生田1107番の1地先から 佐久市伴野字堰下1024番の1地先まで	旧	m 18.6～26.6	km 0.4000
同上	新	m 18.6～26.6 ----- 15.4～21.5	km 0.4150

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年5月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年5月10日

長野県飯田建設事務所長 三井 宏人

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 下条米川飯田線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡泰阜村2846番の2地先から 下伊那郡泰阜村2846番の2地先まで	旧	m 7.2～16.5	km 0.0630
同上	新	m 13.0～23.3	km 0.0630

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 大島阿島線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡喬木村5537番の68地先から 下伊那郡喬木村5516番の7地先まで	旧	m 4.5～10.8	km 0.1100
同上	新	m 5.0～13.4	km 0.1100

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年5月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年5月10日

長野県松本建設事務所長 小平重登

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 町村白川村井停車場線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
松本市大字中山4329番の1地先から 松本市大字中山5236番の1地先まで	旧	4.0～10.0	1.0977
松本市大字中山3708番の1地先から 松本市大字中山5243番の2地先まで		12.0～33.0	1.2957
松本市大字中山4329番の1地先から 松本市大字中山5243番の2地先まで	新	10.0～33.0	2.0252

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成22年5月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所佐久北部事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年5月10日

長野県佐久建設事務所長 戸田明宏

- 1 路線名 142号
- 2 供用を開始する期間 佐久市伴野字豆生田1107番地の1地先から 佐久市伴野字堰下1024番地の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成22年5月10日

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成22年5月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年5月10日

長野県飯田建設事務所長 三井宏人

- 1(1) 路線名 下条米川飯田線
- (2) 供用を開始する期間

下伊那郡泰阜村2846番の2地先から

下伊那郡泰阜村2846番の2地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成22年5月10日

2(1) 路線名 大島阿島線

- (2) 供用を開始する期間

下伊那郡喬木村5537番の68地先から

下伊那郡喬木村5516番の7地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成22年5月10日

道路管理課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年5月10日

長野県知事 村井仁

- 1 入札に付する事項

- (1) 業務名

平成22年度長野県防災行政無線施設一般用電気工作物点検業務

- (2) 業務箇所名

長野市坂中701-30（三登山中継所）他9箇所

- (3) 業務内容

仕様書のとおり

- (4) 履行期間

契約締結日から平成22年10月29日まで

- (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされた者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 過去5年間に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

- (5) 県内に本店又は営業所を有する者であること。